



ご加入していますか？ 開業医の退職金制度 小規模企業共済！

掛金は全額所得控除となり、共済金は退職金扱い又は公的年金等の扱いとなり大変有利です。

ほとんどの開業医（個人事業主）の方がご加入されています。平成23年1月より**共同経営者（配偶者・後継者）**も加入できるようになりました。是非ご一報下さい。

開業医（個人事業主）には退職金制度がなく、老後生活の安定のために自分で資金をあらかじめ準備しておく必要があります。掛金は全額所得控除（月額7万円の場合、84万円が所得から控除）となり、節税面で大いに役立ちます。また、事業をやめられて、共済金（一時金受取）を受け取られても退職金として特別控除があり分離課税となりますので、こちらも税制面で有利です。

この制度に未加入の先生方、共同経営者（配偶者・後継者）の方は、これを機会に是非新規加入を考えられてはいかがでしょうか。

ご質問等ありましたら、お気軽に事務局までお問い合わせ下さい。